

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	個人住民税関係事務(申告支援) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

函南町は、個人住民税関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人プライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

静岡県田方郡函南町長

公表日

平成29年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書の出力
③システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム（※1） 地方税電子申告支援サービス（※2） 課税資料イメージ管理サービス（※3） 総合窓口システム（※4） 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ※1. 申告受付支援システムを利用していない場合は記載不要 ※2. 地方税電子申告支援サービスを利用していない場合は記載不要 ※3. 課税資料イメージ管理サービスを利用していない場合は記載不要 ※4. 総合窓口システムを利用していない場合は記載不要
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル（※1） 地方税電子申告情報ファイル（※2） 国税連携情報ファイル（※2） 年金特徴情報ファイル（※2） 課税原票イメージファイル（※3） 宛名情報ファイル ※1. 申告受付支援システムを利用していない場合は記載不要 ※2. 地方税電子申告支援サービスを利用していない場合は記載不要 ※3. 課税資料イメージ管理サービスを利用していない場合は記載不要	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16、17、38の項並びに地方税法等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の1,29,63,64,65,107の項並びに地方税法等
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

